

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

## 営業秘密法に関する刑事責任の分析（中）

### 三、 営業秘密の権利主体

営業秘密の帰属に関して、以下のように分類できる。

#### 1. オリジナルの取得

##### A. 自らの研究開発

営業秘密は、自らの研究又は開発の結果である場合、元の研究者に帰属し、保有する。

##### B. 労使関係

###### a)職務上の研究開発

営業秘密法第3条第1項の規定「被雇用者が職務上に研究開発した営業秘密は、雇用者が保有する。但し、契約に別途約定がある場合、その約定に従う。」により、別途約定がある場合を除き、（職務上研究開発の営業秘密は、）原則的に雇用者が保有するものと知るできる。案例において、携帯電話製造会社が従業員の職務上に研究開発したインターフェイスプログラムの営業秘密に対し、原則的に会社が保有すべくため、従業員は、独断に使用又は漏洩してはならない。

###### b)非職務上の研究開発

営業秘密法第3条第2項の規定「被雇用者が非職務上に研究又は開発した営業秘密は、被雇用者が保有する。但し、その営業秘密に雇用者の資源又は経験を利用した場合、使用者は、合理的な報酬を支払った後、当該事業において、その営業秘密を使用することができる。」により、非職務上研究開発の営業秘密は、被雇用者が保有する。但し、一定の条件に適合したとき、雇用者は、それを使用することができるほか、営業秘密の侵害に構成しない。

##### C. 委託関係

営業秘密法第4条の規定「営業秘密の研究又は開発の従事を他人に出資委託する場合、その営業秘密の帰属は、契約の約定による。

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

契約に約定がない場合、委託された者が保有する。但し、出資者は、その営業秘密を業務上に使用することができる。」により、営業秘密の帰属は、原則的に契約の約定によらなければならない。約定がない場合、委託された者が保有するほか、出資者は、営業秘密の使用権利を有する。

#### D. 共同研究開発

営業秘密法第5条の規定「数人が共同で研究又は開発した営業秘密に、その保有すべき部分は、契約の約定による。約定がない場合、均等での保有を推定する。」により、共同研究開発の営業秘密に対し、その保有すべき部分の帰属権は、約定によらなければならない。約定がない場合、法律により、均等での保有を推定する。

### 2. 引継ぎの取得

引継ぎの取得は、大抵以下の通り。

#### A. 譲受による取得

営業秘密法第6条の規定「営業秘密の全部又は部分は、他人に譲渡又は共有することができる。」により、営業秘密は、財産的価値をもっているため、取引の譲渡客体にすることができる。譲渡とは、終局的移転を指す。このため、営業秘密が移転された後、直ぐ譲受人の所有に帰属する。元の譲渡人は、当該営業秘密を再利用・再譲渡又は他人に再授権してはならないほか、守秘義務を負うべき、漏洩してはならない。

#### B. 授権による取得

営業秘密法第7条第1項及び第2項の規定「営業秘密の所有者は、その営業秘密の使用を他人に授権することができる。その授権による使用の地域・時間・内容・使用方法又はその他事項は、当事者の約定による。前項の被授権人は、営業秘密の所有者の同意を得ず、その授権された営業秘密の使用を第三者に再授権してはならない。」により、被授権人は、授権契約の約定方法により、営業秘密を使用できる。このほか、営業秘密の所有者の同意を得ず、

---

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

被授権人は、他人に使用を再授権してはならない。

**C. 継承による取得**

継承の事実が発生したとき、被継承者が保有している営業秘密を取得する。



---

本 *Newsletter* は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を  
提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮  
される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。